

運輸一五

昭和三十八年三月二十日
公布
昭和三十八年三月二十日

昭和三十八年三月二十日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣

内閣法制局長官

中垣 國務大臣	西村 國務大臣	小沢 國務大臣	川島 國務大臣
大平 國務大臣	重政 國務大臣	大橋 國務大臣	近藤 國務大臣
田中 國務大臣	福田 國務大臣	河野 國務大臣	志賀 國務大臣
荒木 國務大臣	綾部 國務大臣	篠田 國務大臣	宮沢 國務大臣

別紙大蔵厚生農林運輸労働五大臣請議船員法第一条第二項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政令案

法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定されてよいと認める。

政令案

船員法第一条第二項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十八年三月二十五日

内閣総理大臣

提案附せんのとおり

運輸
一五

員基第42号

昭和38年3月20日

内閣総理大臣 池田 勇人 殿

大蔵大臣 田中 角榮

厚生大臣 西村 英一

農林大臣 重政 誠之

運輸大臣 綾部 健太郎

労働大臣 大橋 武夫

内閣法制局第一四号
昭和三十八年三月二日

抗

船員法第1条第1項の船舶に含まれる総トン数30トン未満の漁船
の範囲を定める政令を制定する必要があるから、別紙政令案及び理由
を添えて閣議を求める。

裏面
白紙

213

政令第五十四号

船員法第一条第一項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政令

内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第二項第三号及び第百十九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

1 船員法第一条第二項第三号の政令の定める総トン数二十トン以上の漁船は、推進機関を備える総トン数二十トン以上の漁船であつて、もつばら次に掲げる漁業に従事するもの以外のものとする。

一 漁具を定置して営む漁業

二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第四項の区画漁業又は同条第五項の共同漁業

2 船員法第一条第二項第三号の政令の定めるまき網漁業に従事する漁船の附属漁船は、まき網漁業に従事する総トン数二十トン以上の漁船の附属漁船とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（船員法及び労働基準法の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行により新たに船員法第一条第一項の船舶に含まれることとなる漁船（以下「新適用船」という。）については、同法第十八条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、同項の書類を備え置かなくてもよい。

2 この政令の施行の際現に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十八条第二項の規定により新船員（この政令の施行の際現に新適用船に乗り組む船長及び海員並びに新適用船に乗り組むため雇用されている予備船員をいう。以下同じ。）の委託を受けてその貯蓄金を管理、している船舶所有者がこの政令の施行後において

も引き続き新船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、同項の規定による届出をした協定（労働基準法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十七号）附則第二項の規定により届出があつたものとみなされるものを含む。）は、船員法第三十四条第二項の規定による届出をした協定とみなす。

3 この政令の施行前に生じた新船員に対する賃金の支払の債務については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第十七条の規定を適用する。この場合においては、船員法第三十五条の規定は、適用しない。

4 船員法第三十六条及び第三十七条の規定の適用については、この政令の施行の際現に存する新船員の雇入契約は、この政令の施行の際成立したものとみなす。

5 この政令の施行前に新船員の労働契約について解除の意思表示がされた場合におけるこの政令の施行後の当該労働契約の終了並びにこれに係る旅費の負担、使用証明書等の交付及び金品の返還については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第十五条第三項、第十九条から第二十三条まで及び第六十八条の規定を適用する。

6 この場合においては、船員法第三十九条から第四十九条まで及び第五十四条の規定は、適用しない。

6 新船員は、船員法第五十条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船に乗り組んでいる新船員にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、船員手帳を受有しなくてもよい。

7 この政令の施行前に労働基準法第三十九条第一項又は第二項の規定により新船員に対して付与すべきこととなつた有給休暇については、この政令の施行後においても、なお同条の規定を適用する。

8 この政令の施行の日の前日までに六月以上継続勤務した新船員が引き続きこの政令の施行後六月間において継続勤務した場合において、継続勤務した期間が一年以上となるときは、当該一年以上の継続した勤務に関しては、この政令の施行後においても、なお労働基準法第三十九条の規定を適用する。

も引き続き新船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、同項の規定による届出をした協定（労働基準法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百八十七号）附則第二項の規定により届出があつたものとみなされるものを含む。）は、船員法第三十四条第二項の規定による届出をした協定とみなす。

3 この政令の施行前に生じた新船員に対する賃金の支払の債務については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第十七条の規定を適用する。この場合においては、船員法第三十五条の規定は、適用しない。

4 船員法第三十六条及び第三十七条の規定の適用については、この政令の施行の際現に存する新船員の雇入契約は、この政令の施行の際成立したものとみなす。

5 この政令の施行前に新船員の労働契約について解除の意思表示がされた場合におけるこの政令の施行後の当該労働契約の終了並びにこれに係る旅費の負担、使用証明書の交付及び金品の返還については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第十五条第三項、第十九条から第二十三条まで及び第六十八条の規定を適用する。この場合においては、船員法第三十九条から第四十九条まで及び第五十四条の規定は、適用しない。

6 新船員は、船員法第五十条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船に乗り組んでいる新船員にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、船員手帳を受有しなくてもよい。

7 この政令の施行前に労働基準法第三十九条第一項又は第二項の規定により新船員に対して付与すべきこととなつた有給休暇については、この政令の施行後においても、なお同条の規定を適用する。

8 この政令の施行の日の前日までに六月以上継続勤務した新船員が引き続きこの政令の施行後六月間において継続勤務した場合におけるこれらの継続勤務した期間が一年以上となるときは、当該一年以上の継続した勤務に関しては、この政令の施行後においても、なお労働基準法第三十九条の規定を適用する。

- 9 この政令の施行の際現に航海中である新適用船で船員法第八十条第二項の命令の定めるものについては、当該航海が終了するまでは、同項の規定は、適用しない。
- 10 この政令の施行の際現に航海中である新適用船については、当該航海が終了するまでは、船員法第八十一条第一項及び第百十三条の規定は、適用しない。
- 11 新適用船については、船員法第八十三条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、健康証明書を持たない者を乗り組ませてもよい。
- 12 新船員のこの政令の施行前（船員法第一条第一項の船員であつた期間を除く。以下次項及び附則第四条において同じ。）に生じた業務上の負傷若しくは疾病又はこれらによる身体に存する障害若しくは死亡に係る災害補償については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第八章の規定を適用する。この場合においては、船員法第十章（第八十九条第二項及び第九十二条の二を除く。）及び第百十五条（災害補償に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 13 新船員のこの政令の施行前に生じた職務外の負傷若しくは疾病又は職務上の行方不明については、船員法第八十九条第二項及び第九十二条の二の規定は、適用しない。
- 14 この政令の施行により新たに船員法第九十七条第一項又は第二項の規定により就業規則を届け出るべきこととなつた船舶所有者は、この政令の施行後一月を経過する日までに届け出ればよい。
- 15 第三項、第五項、第七項、第八項又は第十二項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定の施行については、この政令の施行後においても、なお同法第百一条、第百二条、第百四条及び第百五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第百一条、第百六条から第百九条まで及び第百十二条の規定は、適用しない。

- 9 この政令の施行の際現に航海中である新適用船で船員法第八十条第二項の命令の定めるものについては、当該航海が終了するまでは、同項の規定は、適用しない。
- 10 この政令の施行の際現に航海中である新適用船については、当該航海が終了するまでは、船員法第八十一条第一項及び第百十三条の規定は、適用しない。
- 11 新適用船については、船員法第八十三条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行後一月を経過する日（この政令の施行の際現に航海中である新適用船にあつては、当該航海の終了後一月を経過する日）までは、健康証明書を持たない者を乗り組ませてもよい。
- 12 新船員のこの政令の施行前（船員法第一条第一項の船員であつた期間を除く。以下次項及び附則第四条において同じ。）に生じた業務上の負傷若しくは疾病又はこれらによる身体に存する障害若しくは死亡に係る災害補償については、この政令の施行後においても、なお労働基準法第八章の規定を適用する。この場合においては、船員法第十章（第八十九条第二項及び第九十二条の二を除く。）
二十五条（災害補償に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 13 新船員のこの政令の施行前に生じた職務外の負傷若しくは疾病又は職務上の行方不明については、船員法第八十九条第二項及び第九十二条の二の規定は、適用しない。
- 14 この政令の施行により新たに船員法第九十七条第一項又は第二項の規定により就業規則を届け出るべきこととなつた船舶所有者は、この政令の施行後一月を経過する日までに届け出ればよい。
- 15 第三項、第五項、第七項、第八項又は第十二項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定の施行については、この政令の施行後においても、なお同法第一百条、第一百二条、第一百四条及び第一百五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第一百条、第百六条から第百九条まで及び第百十二条の規定は、適用しない。

16 第五項、第七項又は第八項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法第二十条又は第三十九条第四項の規定に違反した使用者の附加金の支払については、この政令の施行後においても、なお同法第百十四条の規定を適用する。

17 第五項、第七項、第八項又は第十二項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定による賃金、災害補償その他の請求権の時効については、この政令の施行後においても、なお同法第百十五条の規定を適用する。この場合においては、船員法第百十七条の規定は、適用しない。

18 第三項、第五項、第七項、第八項、第十二項又は第十五項の規定によりこの政令の施行後においてもなお適用することとされる労働基準法の規定に違反する行為については、この政令の施行後においても、なお同法第百十九条から第百二十一条までの規定を適用する。

(労働組合法及び労働関係調整法の適用に関する経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第五条第一項、第十一条第一項、第二十五条第二項又は第二十七条第一項の規定により中央労働委員会又は地方労働委員会に係属中である新船員に係る事件の処理については、同法第十九条第二十二項の規定にかかわらず、この政令の施行後においても、なお中央労働委員会又は地方労働委員会が同法の規定による権限を行なうものとする。

2 この政令の施行前に労働組合法第五条第一項又は第二十七条第四項の規定により地方労働委員会がした処分、及び前項の規定により地方労働委員会がした処分については、同法第十九条第二十二項の規定にかかわらず、この政令の施行後においても、なお中央労働委員会が同法第二十五条第二項の規定による権限を行なうものとする。

3 この政令の施行の際現に労働組合法及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の規定により中央労働委員会又は地方労働委員会に係属中である新船員に

係る労働争議に関する事件のあつせん、調停及び仲裁については、労働組合法第十九条第二十二項の規定にかかわらず、この政令の施行後においても、なお中央労働委員会又は地方労働委員会が同法第二十条の規定による権限を行なうものとする。

(労働者災害補償保険法等の適用に関する経過措置)

第四条 新船員のこの政令の施行前に生じた業務上の負傷若しくは疾病又はこれらによる身体に存する障害若しくは死亡に係る災害補償については、この政令の施行後においても、なお労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定を適用する。この場合においては、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定は、適用しない。

(船員保険法等の適用に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の日の前日に健康保険の被保険者であつた新船員がこの政令の施行後はじめて船員保険の被保険者の資格を喪失した場合において、この政令の施行の日の前日まで継続するその者の健康保険の被保険者であつた期間をその者の

船員保険の被保険者であつた期間とみなしたならば船員保険法第二十八条第二項(同法第三十条第三項、第三十一条ノ二第七項及び第三十二条ノ四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当することとなるときは、同法第二十八条第二項の規定の適用については、その者は同項の規定に該当する被保険者であつたものとみなす。

2 この政令の施行の日の前日に失業保険の被保険者であつた新船員がこの政令の施行後に船員として船舶所有者に使用されなくなつた場合において、その者の船員として船舶所有者に使用されなくなつた日以前一年間のうちこの政令の施行前の期間において疾病又は負傷のため引き続き百八十日以上賃金の支払を受けることができなかった者については、その期間に、おいて賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間)における失業保険の被保険者期間をその者の船員として船舶所有者に使用されなくなつた日以前一年間における船員保険の被保険者であつた期間とみなしたなら

は船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当することとなるときは、同項の規定の適用については、その者は同項の規定に該当する被保険者であつたものとみなす。

3 この政令の施行の日の前日に厚生年金保険若しくは国民年金の被保険者又は農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた新給員がこの政令の施行後に廃疾となり、又は死亡した場合において、その者の厚生年金保険の被保険者期間（第四種被保険者であつた期間を除く。）、国民年金の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間に限る。）、又は農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた期間をその者の船員保険の被保険者であつた期間とみなしたならばその者の船員保険の被保険者であつた期間が六月以上となるときは、船員保険法第四十条第三項又は第五十条第四号若しくは第五号の規定の適用については、その者は六月以上被保険者であつたものとみなす。ただし、当該廃疾又は死亡について、厚生年金保険、国民年金又は農林漁業団体職員共済組合から給付が行なわれるべき場合は、この限りでない。

4 前二項の規定により船員保険法の規定による保険給付が行なわれた場合において
は、その給付に要する費用は、船員保険特別会計と失業保険特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計又は農林漁業団体職員共済組合とが負担する。ただし、当該新給員を国民年金の被保険者とみなし、船員保険の被保険者であつた期間を国民年金の被保険者であつた期間とみなした場合において、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に照らし、当該保険給付に相当する給付を行なうことができないときは、国民年金特別会計は、負担しない。

5 前項の規定による負担の割合その他費用の負担に関し必要な事項は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、労働省令で定める。

6 第四項の規定により負担すべき金額に係る失業保険特別会計又は国民年金特別会計国民年金勘定の船員保険特別会計への繰入金は、それぞれの特別会計の歳出とし、

ば船員保険法第三十三条ノ三第一項の規定に該当することとなるときは、同項の規定の適用については、その者は同項の規定に該当する被保険者であつたものとみなす。

3 この政令の施行の日の前日に厚生年金保険若しくは国民年金の被保険者又は農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた新船員がこの政令の施行後に廃疾となり、又は死亡した場合において、その者の厚生年金保険の被保険者期間（第四種被保険者であつた期間を除く。）、国民年金の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間に限る。）又は農林漁業団体職員共済組合の組合員であつた期間をその者の船員保険の被保険者であつた期間とみなしたならばその者の船員保険の被保険者であつた期間が六月以上となるときは、船員保険法第四十条第三項又は第五十条第四号若しくは第五号の規定の適用については、その者は六月以上被保険者であつたものとみなす。ただし、当該廃疾又は死亡について、厚生年金保険、国民年金又は農林漁業団体職員共済組合から給付が行なわれるべき場合は、この限りでない。

4 前二項の規定により船員保険法の規定による保険給付が行なわれた場合において

は、その給付に要する費用は、船員保険特別会計と失業保険特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計又は農林漁業団体職員共済組合とが負担する。ただし、当該新船員を国民年金の被保険者とみなし、船員保険の被保険者であつた期間を国民年金の被保険者であつた期間とみなした場合において、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に照らし、当該保険給付に相当する給付を行なうことができないときは、国民年金特別会計は、負担しない。

5 前項の規定による負担の割合その他費用の負担に関し必要な事項は、厚生省令で

厚生省令・農林省令・労働省令で定める。

船員保険特別会計と失業保険特別会計との負担に関する事項については労働大臣と、船員保険特別会計と農林漁業団体職員共済組合との負担に関する事項については農林大臣と協議しなければならない。

6 第四項の規定により負担すべき金額に係る失業保険特別会計又は国民年金特別会計国民年金勘定の船員保険特別会計への繰入金は、それぞれの特別会計の歳出とし、

同項の規定により負担すべき金額に係る船員保険特別会計の失業保険特別会計、国民年金特別会計国民年金勘定又は農林漁業団体職員共済組合からの受入金は、船員保険特別会計の歳入とする。

大蔵大臣
厚生大臣
農林大臣
運輸大臣
労働大臣
内閣総理大臣

運輸省

同項の規定により負担すべき金額に係る船員保険特別会計の失業保険特別会計、国民年金特別会計国民年金勘定又は農林漁業団体職員共済組合からの受入金は、船員保険特別会計の歳入とする。

大蔵大臣
逓信大臣
農林大臣
海軍大臣
陸軍大臣
内閣総理大臣

運輸省

理由

船員法第一條第一項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定めるとともに、これに伴う所要の経過措置を定める必要があるからである。

運輸省

(甲)

船員法第一条第一項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政令（案） 参照条文

◎船員法（抜す）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

2 前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 総トン数三十トン未満の漁船（政令の定める総トン数二十トン以上の漁船及び政令の定めるまき網漁業に従事する漁船の附属漁船を除く。）

（書類の備置）

第十八条 船長は、命令の定める場合を除いて、左の書類を船内に備え置かなければならぬ。

一 船舶国籍証書又は命令の定める証書

二 海員名簿

三 航海日誌

四 旅客名簿

五 積荷に関する書類

2 （略）

（貯蓄金の管理等）

第三十四条 / （略）

2 船舶所有者は、船員の委託を受けてその貯蓄金を管理しようとする場合においては、命令の定めるところにより、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならない。

3・4 （略）

（相殺の制限）

第三十五条 船舶所有者は、船員に対する債権と船料の支払の債務とを相殺してはならない。

但し、相殺の額が給料の額の三分の一を超えないとき及び船員の犯罪行為に因る損害賠償の請求権を以てするときは、この限りでない。

(労働条件の記載及び提示)

第三十六条 船長は、雇入契約が成立したときは、雇入契約により定められた労働条件を海員名簿に記載して、これを海員に示さなければならない。雇入契約の変更があつたときも同様とする。

(雇入契約の公認)

第三十七条 船長は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときは、命令の定めるところにより、遅滞なく、海員名簿を提示して、行政官庁に雇入契約の公認を申請しなければならない。

2 前項の場合において船長が公認を申請することができないときは、船舶所有者は、船長に代わつて申請しなければならない。

(沈没等による雇入契約の終了)

第三十九条 船舶が左の各号の一に該当する場合には、雇入契約は、終了する。

一 沈没又は滅失したとき。

二 全く連航に堪えなくなつたとき。

2 船舶の存否が一箇月間分らないときは、船舶は、滅失したものと推定する。

3 第一項の規定により雇入契約が終了したときでも、船員は、人命、船舶又は積荷の応急救助のために必要な作業に従事しなければならない。

4 前項の規定により応急救助の作業に従事する場合には、第一項の規定にかかわらず、その作業が終了するまでは、雇入契約は、なお存続する。船員がその作業の終了後引き続き遺留品の保全、船員の送還その他必要な残務の処理に従事する場合において、その処理が終了するまでの間についても、同様とする。

5 前項後段の規定により雇入契約が存続する間においては、船舶所有者又は船員は、いつでも、当該雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の解除)

第四十条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一 船員が著しく職務に不適任であるとき。

二 船員が著しく職務を怠つたとき、又は職務に関し船員に重大な過失のあつたとき。

三 海員が船長の指定する時まで船舶に乗り込まないとき。

四 海員が著しく船内の秩序をみだしたとき。

五 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

六 前各号の場合を除いて、やむを得ない事由のあるとき。

第四十一条 船員は、左の各号の一に該当する場合には、雇入契約を解除することができる。

一 船舶が雇入契約の成立の時に於ける国簿を失つたとき。

二 雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するとき。

三 船員が負傷又は疾病のため職務に堪えないとき。

四 船員が命令の定めるところにより教育を受けようとするとき。

2 船舶が外国の港からの航海を終了した場合において、その船舶に乗り組む船員が、二十四時間以上の期間を定めて書面で雇入契約の解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に、その者の雇入契約は、終了する。

3 船員は、船長の適当と認める自己の後任者を提供したときは、雇入契約を解除することができる。

第四十二条 期間の定のない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了したときに終了する。

(船舶所有者の変更による雇入契約の終了)

第四十三条 相続その他の包括承継の場合を除いて、船舶所有者の変更があつたときは、雇入契約は、終了する。

2 前項の場合には、雇入契約の終了の時から、船員と新所有者との間に従前と同一条件の雇入契約が存するものとみなす。この場合には、船員は、前条の規定に準じて雇入契約を解除することができる。

(雇入契約の延長)

第四十四条 雇入契約が終了した時に船舶が航行中の場合には、次の港に入港してその港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約が終了した時に船舶が停泊中の場合には、その港における荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、その雇入契約は、存続するものとみなす。

2 船舶所有者は、雇入契約が適当な船員を補充することのできない港において終了する場合に、適当な船員を補充することのできる港に到着して荷物の陸揚及び旅客の上陸が終る時まで、雇入契約を存続させることができる。但し、第四十一条第一項第一号乃至第三号の場合は、この限りでない。

(解雇制限)

第四十四条の二 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第八十六条の規定によつて作業に従事しない期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、療養のため作業に従事しない期間が三年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

2 前項但書の天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第四十四条の三 船舶所有者は、予備船員を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない船舶所有者は、一箇月分の給料の額と同額の予告手当を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は予備船員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、一日について、命令の定めるところにより算定する給料の額と同額の予告手当を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

3 第一項但書の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(失業手当)

第四十五条 船舶所有者は、第三十九条の規定により雇入契約が終了したときは、その翌日(行方不明となつた船員については、その生存が知れた日)から二箇月(その行方不明について行方不明手当の支払を受くべき船員については、二箇月から行方不明中の期間を控除した期間)の範囲内において、船員の失業期間中毎月一回その失業日数に心し給料の額と同額の失業手当を支払わなければならない。

(雇止手当)

第四十六条 船舶所有者(第四号の場合には旧所有者)は、左の各号の一に該当する場合に於て、遅滞なく、船員に一箇月分の給料の額と同額の雇止手当を支払わなければならない。

一 第四十条第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

二 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

三 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

四 第四十三条第一項の規定により雇入契約が終了したとき。

五 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたと
き。

(送還)

第四十七条 船舶所有者は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその費用で、船員の希望により、雇入港又は雇入港までの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地(雇入のため雇入港に招致した船員及び未成年者又は女子の船員にあつては、雇入港若しくは雇入契約の成立の際における船員の居住地又はこれらのいずれかまでの送還に要する費用の範囲内で送還することのできるその他の地)まで船員を送還しなければならない。但し、送還に代えてその費用を支払うことができる。

一 第三十九条の規定により雇入契約が終了したとき。

二 第四十条第一号又は第六号の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

三 第四十条第五号又は第四十一条第一項第三号の規定により船舶所有者又は船員が雇入契約を解除したとき。但し、船員の職務外の負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

四 第四十一条第一項第一号又は第二号の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

五 第四十二条の規定により船舶所有者が雇入契約を解除したとき。

六 第四十三条第二項の規定により船員が雇入契約を解除したとき。

七 雇入契約が期間の満了に因り本国以外の地で終了したとき。

八 船員が第八十三条の健康証明書を受けることができないため雇入契約が解除されたと
き。

(送還の費用)

第四十八条 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送費、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。

(送還手当)

第四十九条 船舶所有者は、船員の送還に要する日数に於て給料の額と同額の送還手当を支払わなければならない。送還に代えてその費用を支払うときも同様とする。

2 前項の送還手当は、船舶所有者が送還するときは、毎月一回、送還に代えてその費用を支払うときは、その際これを支払わなければならない。

(船員手帳)

第五十条 船員は、船員手帳を受有しなければならない。

2・3 (略)

(給料その他の報酬の支払方法)

第五十四条 船舶所有者は、左の場合には、支払期日前でも遅滞なく、船員が職務に従事した日数に応じ、前条第二項に規定する給料その他の報酬を支払わなければならない。

一 船員が解雇され、又は退職したとき。

二 船員、その同居の親族又は船員の収入によつて生計を維持する者が結婚、葬祭、出産、療養又は不慮の災害の復旧に要する費用に充てようとする場合において、船員から請求のあつたとき。

(食料の支給)

第八十条 船舶所有者は、船員の乗船中命令の定めるところにより、これに食料を支給しなければならない。

2 遠洋区域若しくは近海区域を航行区域とする船舶で総トン数七百トン以上のもの又は命

令の定める漁船に乗り組む船員に支給する食料は、主務大臣の定める食料表によらなければならない。

(安全及び衛生)

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し命令の定める事項を遵守しなければならない。

2・4 (略)

(健康証明書)

第八十三条 船舶所有者は、行政官庁の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならない。但し、やむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

2・3 (略)

(産前産後)

第八十六条 船舶所有者は、六週間以内に出産する予定の女子の請求があつたときは、船内

でその者を作業に従事させてはならない。

2 船舶所有者は、出産後六週間を経過しない女子を船内で使用してはならない。

3・4 (略)

第十章 災害補償

(療養補償)

第八十九条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなれるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。

2 船員が雇入契約存続中職務外で負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、三箇月の範囲内において、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

第九十条 前条の療養は、左の各号のものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院、診療所その他治療に必要な自宅以外の場所への収容（食料の支給を含む。）

五 看護

六 移送

(傷病手当及び予後手当)

第九十一条 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかったときは、船舶所有者は、四箇月の範囲内においてその負傷又は疾病がなれるまで毎月一回、命令の定める報酬（以下標準報酬という。）の月額に相当する額の傷病手当を支払い、その四箇月が経過してもその負傷又は疾病がなおらないときは、そのなおるまで毎月一回、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の傷病手当を支払わなければならない。

2 船舶所有者は、前項の負傷又は疾病がなおつた後遅滞なく、標準報酬の月額の百分の六十に相当する額の予後手当を支払わなければならない。

3 第二項の規定は、負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、これを適用しない。

(障害手当)

第九十二条 船員の職務上の負傷又は疾病がなかつた場合において、なおその船員の身体に障害が存するときは、船舶所有者は、なおつた後遅滞なく、標準報酬の月額に障害の程度に応じ別表に定める月数に乗じて得た額の障害手当を支払わなければならない。但し、その負傷又は疾病につき船員に故意又は重大な過失のあつたときは、この限りでない。

(行方不明手当)

第九十二条の二 船舶所有者は、船員が職務上行方不明となつたときは、三箇月の範囲内において、行方不明期間中毎月一回、命令の定める被扶養者に標準報酬の月額に相当する額の行方不明手当を支払わなければならない。但し、行方不明の期間が一箇月に満たない場合は、この限りでない。

(遺族手当)

第九十三条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額の三十六箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(葬祭料)

第九十四条 船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族で葬祭を行う者に標準報酬の月額の二箇月分に相当する額の葬祭料を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

(他の給付との関係)

第九十五条 第八十九条乃至前条の規定により療養又は費用、手当若しくは葬祭料の支払（以下災害補償と総称する。）を受くべき者が、その災害補償を受くべき事由と同一の事由に因り船員保険法による保険給付又は命令で指定する法令に基いて災害補償に相当する給付を受くべきときは、船舶所有者は、災害補償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第九十六条 職務上の負傷、疾病、行方不明又は死亡の認定、療養の方法、災害補償の金額の決定その他災害補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して審査又は事件の仲裁を請求することができる。

2 行政官庁は、必要があると認めるときは、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。

3 行政官庁は、審査又は事件の仲裁に際し船長その他の関係人の意見を聴かなければなら

なり。

4 行政官庁は、審査又は事件の仲裁のため必要があると認めるときは、医師に診断又は検案をさせることができる。

5 第一項の規定による審査又は事件の仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は事件の仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

(就業規則の作成及び届出)

第九十七条 常時十人以上の船員を使用する船舶所有者は、命令の定めるところにより、左の事項について就業規則を作成し、これを行政官庁に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 給料その他の報酬

二 労働時間

三 休日及び休暇

2 前項の船舶所有者は、左の事項について就業規則を作成したときは、これを行政官庁に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

一 定員

二 食料並びに安全及び衛生

三 被服及び日用品

四 陸上における宿泊、休養、医療及び慰安の施設

五 災害補償

六 失業手当、雇止手当及び退職手当

七 送還

八 教育

九 賞罰

十 その他の労働条件

3) 5 (略)

(行政官庁)

第百一条 行政官庁は、この法律、労働基準法（船員の労働関係について適用される部分に限る。以下同じ。）又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、必要な処分をすることができる。

(船員労務官)

第百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告することができる。

第百七条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶その他の事業場に臨検し、船舶所有者若しくは船員に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、報告をさせ、又は質問をすることができる。

2 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

3 前二項の場合には、船員労務官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

4 船員労務官の服制は、命令でこれを定める。

第百八条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

第百九条 船員労務官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。船員労務官を退職した後においても同様とする。

(船員の申告)

第百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実があるときは、船員は、命令の定めるところにより、行政官庁、船員労務官又は船員労働委員会にその事実を申告することができる。

2 船舶所有者は、前項の申告をしたことを理由として、船員を解雇しその他船員に対して不利益な取扱を与えてはならない。

(就業規則等の公示)

第百十三条 船舶所有者は、この法律、労働基準法、この法律に基いて発する命令、労働協約、就業規則及び船員の貯蓄金の管理に関する協定を記載した書類を船内及びその他の事業場内の見やすい場所に掲示し、又は備え置かなければならない。

(譲渡又は差押の禁止)

第百十五条 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。給料その他の報酬及び前条に規定する手当とともに支払うべき期間についての給料その他の報酬を受ける権利（これらの手当の額に相当する部分に関するものに限る。）についても同様とする。

(時効の特則)

第百十七条 船員の船舶所有者に対する債権は二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。

(政令への委任)

第百十九条の二 第一条第二項第三号の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合において、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（年金制度、健康保険制度、失業保険制度その他の社会保障制度及びこれらに関する政府の特別会計、労働関係調整制度その他の労働関係制度並びに罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

漁業法（按ずい）

（漁業権の定義）

第六条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいう。「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて左に掲げるものをいう。
一 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深二十七メートル以上であるもの（瀬戸内海（第百九条第二項に規定する海面をいう。）におけるます網漁業並びに陸奥湾（青森県陸奥山崎から同県明神崎燈台に至る直線及び陸岸によつて囲まれた海面をいう。）における落とし網漁業及びます網漁業を除く。）

二 北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの

4 「区画漁業」とは、左に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるものの以外のもの

5 「共同漁業」とは、左に掲げる漁業であつて一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 そろ類、貝類又は主務大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第五号に掲げるものの以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第二項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用するものを除く。）（網付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。））であつて、第五号に掲げるものの以外のもの。

四 第四種共同漁業 寄漁漁業又は鳥付こぎ釣漁業であつて、次号に掲げるものの以外のもの
五 第五種共同漁業 内水面（主務大臣の指定する湖沼を除く。）又は主務大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第一号に掲げるものの以外のもの

◎労働基準法（抜すい）

（労働条件の明示）

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならない。

2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

（前借金相殺の禁止）

第十七条 使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない。

（強制貯金）

第十八条 / （略）

2 使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出なければならない。

3 / 7 （略）

○ 労働基準法の一部を改正する法律（抜すい）

2 この法律の施行の際使用者が改正前の労働基準法第十八条第二項（貯蓄金管理の認可制）の規定による認可を受けて、労働者の貯蓄金を管理している場合においては、この法律の施行後は、改正後の同項の規定による届出があつたものとみなす。

（解雇制限）

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一条の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

2 前項但書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(解雇の予告)

第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。

③ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一條 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

五。

一 日日雇い入れられる者

二 二箇月以内の期間を定めて使用される者

三 季節的義務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(使用証明)

第二十二條 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について証明書を請求した場合には、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

② 前項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

③ 使用者は、予め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

(金品の返還)

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、権利者の請求があつた場合

においては、七日以内に賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない。

② 前項の賃金又は金品に関して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支払い、又は返還しなければならない。

(年次有給休暇)

第三十九条 使用者は、一年間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した六労働日の有給休暇を与えなければならない。

② 使用者は、一年以上継続勤務した労働者に対しては、一年を超える継続勤務年数一年につき、前項の休暇に一労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。但し、この場合において総日数が二十日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を与えることを要しない。

③ 使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。但し、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

④ 使用者は、第一項又は第二項の規定による有給休暇の期間については、就業規則その他で定めるところにより、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払わなければならない。但し、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、その期間について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない。

⑤ 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五条の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものともみなす。

(産前産後)

第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

② 使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を

経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

(帰郷旅費)

第六十八条 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第八章 災害補償

(療養補償)

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

② 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

(休業補償)

第七十六条 労働者が前条の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

② 使用者は、前項の規定により休業補償を行つてゐる労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下四半期という。）ごとの一箇月一人当り平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当りの一箇月平均額。以下平均給与額という。）が、当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該労働者に対して行つてゐる休業補償の額を改訂し、その改訂をした四半期に属する最初の月から改訂された額により休業補償

を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる

③ 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

(障害補償)

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

(葬祭料)

第八十条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支払わなければならない。

(打切補償)

第八十一条 第七十五条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第八十二条 使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七条又は第七十九条の規定による補償に替え、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

(補償を受ける権利)

第八十三条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

② 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

を行わなければならない。改訂後の休業補償の額の改訂についてもこれに準ずる

③ 前項の規定により難い場合における改訂の方法その他同項の規定による改訂について必要な事項は、命令で定める。

（障害補償）

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

（休業補償及び障害補償の例外）

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官庁の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

（遺族補償）

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

（葬祭料）

第八十条 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に対して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支払わなければならない。

（打切補償）

第八十一条 第七十五条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

（分割補償）

第八十二条 使用者は、支払能力のあることを証明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七条又は第七十九条の規定による補償に替え、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

（補償を受ける権利）

第八十三条 補償を受ける権利は、労働者の退職によつて変更されることはない。

② 補償を受ける権利は、これを譲渡し、又は差し押えてはならない。

(他の法律との関係)

第八十四条 補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

② 使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第八十五条 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができ。

第一項の規定により審査若しくは仲裁の請求があつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、

当該事件については、審査又は仲裁をしない。

行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第八十六条 前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を請求することができる。

前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の請求があつた場合に、これを準用する。

(請負事業に関する例外)

第八十七条 事業が数次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者とする。但し、二以上の下請負人に、同一の事業について重複して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けただ下請負人に対して、まず催告すべきことを請求することができる。但し、その下請負人が破産の宣告を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。

(補償に関する細目)

第八十八条 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、命令で定める。

(労働基準監督官の権限)

第一百一条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

医師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかかった疑のある労働者の検診をすることができる。

労働基準監督官は、製造を禁止された有害物の検査に必要な分量に限って、無償で製品の見本又は原料を取去することができる。

前三項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

第一百二条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第一百四条 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

(労働基準監督官の義務)

第一百五条 労働基準監督官は、職務上知り得た秘密を漏してはならない。労働基準監督官を退官した後においても同様である。

(附加金の支払)

第一百四条 裁判所は、第二十条、第二十六条、第三十一条若しくは第三十七条の規定に違反した使用者又は第三十九条第四項の規定による賃金を支払わなかつた使用者に対して、労働者の請求により、これらの規定により使用者が支払わなければならない金額についての未払金の外、これと同一額の附加金の支払を命ずることができる。但し、この請求は、違反のあつた時から二年以内にしなければならない。

(時効)

第一百五条 この法律の規定による賃金、災害補償その他の請求権は、二年間これを行わな

い場合においては、時効によつて消滅する。

第百十九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第三項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条但書、第三十七条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条乃至第六十三条、第六十五条、第六十六条、第七十二条、第七十五条乃至第七十七条、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

二、四 (略)

第百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十三条乃至第二十七条、第三十三条第一項但書、第四十四条、第五十条、第五十二条第一項乃至第三項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十七条

乃至第五十九条、第六十七条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項又は第百五条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。)乃至第百九条の規定に違反した者

二、三 (略)

四 第百一条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず又は、虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 (略)

第百二十一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に對しても各本条の罰金刑を科する。但し、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本条において同様である。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。

◎労働組合法（抜すい）

（労働組合として設立されたものの取扱）

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参与する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 （略）

（法人である労働組合）

第十一条 この法律の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受けた労働組合は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2・3 （略）

（労働委員会）

第十九条 1、2/ （略）

22 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、この法律（第十八条第四項の規定を除く。）に規定する中央労働委員会、地方労働委員会並びに労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び運輸大臣が行うものとし、中央労働委員会及び地方労働委員会に関する規定は、船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会に準用する。但し、各船員地方労働委員会の委員の数は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各五人とし、第二十項中「都道府県が」とあるのは「海運局ごと」と、第二十五条中「都道府県」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

（中央労働委員会の権限）

第二十五条 中央労働委員会は、第十八条、第二十条、第二十六条及び第二十七条並びに労働関係調整法第三十五条の二から第三十五条の四までの規定による事務を行う権限を有する。中央労働委員会は、二以上の都道府県にわたり、又は全国的に重要な問題にかかる事件のあつ旋、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

2 中央労働委員会は、第五条、第七条及び第二十七条の規定に基く地方労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立を却下することができる。この再審査は、地方労働委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立に基いて、又は職権で、行ふものとする。

(労働委員会の命令等)

第二十七条 / (略)

2・3 (略)

4 労働委員会は、第一項の審問の手続を終つたときは、事実の認定をし、この認定に基いて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令を発しなければならない。この事実の認定及び命令は、書面によるものとし、その写を使用者及び申立人に交付しなければならない。この命令は、交付の日から効力を生ずる。この項の規定による手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとする。

5・12 (略)

◎船員保険法(抜粋)

第二十八条 / (略)

2 被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト称ス)ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ前項ノ規定ニ依リ其ノ資喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前一年間ニ於テ三月以上又ハ同日前三年間ニ於テ一年以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシコトヲ要ス但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

3・4 (略)

第三十条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ為職務ニ服スルコト能ハザルトキハ其ノ期間傷病手当金ヲ支給ス

2 (略)

3 第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後

ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十一条ノ二

7 第二十八条第一項乃至第三項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十九条、第二十九条ノ二及第三十一条第一項第二号ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条ノ四 第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ前三条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金ノ支給ヲ受クル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シ分娩費、出産手当金若ハ育児手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル日以前一年間ニ於テ通算シテ六月以上被保険者タリシコトヲ要ス

2・3 (略)

第四十条 1・2 (略)

3 職務外ノ事由ニ因リ廃疾ト為リタル者ガ障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受クルニハ廃

疾ト為リタル日前六月以上被保険者タリシ者タルコトヲ要ス

第五十条 一、二、三 (略)

四 被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者(第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ

五 被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者タリシ者(第三十四条第一項第二号又ハ第三号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ被保険者ノ資格喪失前ニ職務外ノ事由ニ因リ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ三年以内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ発シタル疾病ニ因リ死亡シタルトキ

六 (略)

船員法第一条第一項の船舶に含まれる総トン数三十トン未満の漁船の範囲を定める政

令案要綱

1 次に掲げる総トン数三十トン未満の漁船を船員法を適用する漁船に加えること。

一 総トン数二十トン以上の推進機関を備える漁船で、もつばら漁具を定置して営む漁業
又は漁業法第六条の区画漁業若しくは共同漁業に従事するものの以外のも

二 まき網漁業に従事する総トン数二十トン以上の漁船の附属漁船

2 施行期日は、昭和三十八年四月一日とすること。

3 1の施行に伴う次の経過措置を定めること。

(1) 新たに船員法の適用を受ける船舶又は船員に対しては、船内備置書類の備置、船員手帳の受有、健康証明書の受有、就業規則の届出についてはこの政令の施行後一月間、食料表による食料の支給、医薬品等の備え付けについてはこの政令施行の際現に航海中の船舶にあつては当該航海の終了するまで、それぞれ適用を猶予するものとする。

(2) この政令の施行前に生じた新船員に対する賃金の支払債務、有給休暇の付与、施行前に意思表示のあつた労働契約の解除、施行前にその事由の生じた災害補償並びにこれらに関する監督、附加金の支払、請求権の時効及び罰則については、なお労働基準法を適用するものとする。

(3) この政令の施行の際に中央労働委員会又は地方労働委員会に係属している労働組合の資格証明、不当労働行為の審査及びこれらに係る再審査並びに労働争議の調整に関する事件で新船員に係るものの処理については、なお中央労働委員会又は地方労働委員会がその権限を行なうものとする。

(4) 新船員のこの政令の施行前にその事由の生じた業務上の負傷若しくは疾病又はこれらによる身体に存する障害若しくは死亡に係る災害補償については、なお労働者災害補償保険法の規定を適用するものとする。

(5) 船員保険の被保険者資格喪失後の職務外の傷病についての療養給付及び傷病手当金の支給、家族療養費、分娩費、出産手当金並びに育児手当金の支給に関し必要とされる被保険者期間については、この政令の施行の日の前日までの健康保険の被保険者期間は、

船員保険の被保険者期間とみなすこと。

(6) 船員保険の失業給付に関し必要とされる被保険者期間については、失業保険の被保険者期間は、船員保険の被保険者期間とみなすこと。

(7) この政令の施行後に廃疾となり、又は死亡した新船員に対する職務外の事由による障害年金若しくは障害手当金又は遺族年金の支給に関し必要とされる被保険者期間については、新船員の厚生年金保険の第四種以外の被保険者期間、国民年金の被保険者期間（保険料納付済期間及び保険料免除期間に限る。）又は農林漁業団体職員共済組合の組合員期間は、船員保険の被保険者期間とみなすこと。

(8) (6)及び(7)の給付に要する費用は、船員保険特別会計のほか、失業保険特別会計、厚生保険特別会計、国民年金特別会計又は農林漁業団体職員共済組合が負担することとし、その負担に関し必要な事項は厚生省令で定め、各特別会計の船員保険特別会計への繰入金はそれぞれその歳出とし、船員保険特別会計の受入金は、その歳入とすること。